

青森県英語教育改善プラン

実施内容

(1) 英語教育の状況を踏まえた目標

※現状は令和3年度英語教育実施状況調査の集計値に基づく。

①CAN-DOリスト形式による学習到達目標の設定、公表の状況、到達度の把握

現状では、高等学校において設定100%、公表32%、到達度の把握37%、中学校においては設定94%、公表19%、到達度の把握46%である。公表及び達成状況の把握の割合が依然として低いことが課題である。公表の状況を改善するためには、高等学校においてはシラバスにおける評価規準の公表と組み合わせたり、学校ホームページを活用してリストを公表するなどといった手法の活用を推進することが必要である。中学校においては、リストを公表することの意義・必要性についての理解を深め、具体的な公表の手法について情報共有することが望まれる。達成度の把握の割合が低い要因としては、CAN-DOリストにおける到達目標の設定及び指導と評価が一体となった年間指導計画の作成や、その先の単元計画に反映させる授業づくりの手法についての認識が十分でないということが考えられる。高等学校・中学校ともに令和3年度までの設定・公表・達成状況の把握の目標値各100%を維持し、令和4年度は全ての項目において100%を目指すこととする。

②生徒の授業における英語による言語活動時間の割合

現状では、高等学校は38%、中学校は60%である。中学校においては経年で上昇してきたのに対し、高等学校においては平成26年度から平成27年度にかけて下降し、その後年々緩やかに上昇しているが、依然として目標値との隔たりが大きい。要因としては、言語活動の定義に関する理解が十分でないため、言語活動のバリエーションについて有する情報が限定的であること、生徒が自身の考えや気持ちを伝え合う実際のコミュニケーションを伴う学習活動の必要性や、「英語を使って何ができるか」を明確にした目標設定の在り方等についての認識が十分でないこと、言語活動を通して指導する授業作りが不十分であり、依然として説明やドリル学習の授業が行われている実態があること、パフォーマンステストの実施状況の停滞と連動した授業における言語活動の必要性に対する認識が希薄であること等が考えられる。また、令和3年度調査における本項目で高等学校、中学校共に前回調査から数値が下降しており、この要因としては、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止策として、生徒の発話を伴う言語活動の実施を控える傾向にあるということが報告されている。令和4年度における目標値は、高等学校80%以上、中学校80%以上とする。

③パフォーマンステストの実施状況

現状では、高等学校におけるスピーキングテストの平均が年間0.9回、ライティングテストの平均は年間2.4回で、中学校はスピーキングテストの平均が年間3.8回、ライティングテストが年間3.1回である。中学校においてはスピーキングテスト、ライティングテストとも平均して学期に1回以上行われている状況であり、県全体で着実に実施状況が向上している。これに対し、高等学校においては、スピーキングテストは年間で平均して1回程度実施されている状況であり、ライティングテストは平均して学期に1回の実施に至っていない。高等学校においては、県全体でパフォーマンステストを実施している学校は徐々に増えているが、パフォーマンステストの実施が定着している学校、実施を開始した学校とでは実施回数に差がある状況である。パフォーマンステストの実施状況が徐々にではあるが改善されている一方で、英語担当教員の間で、パフォーマンステストが学習到達目標の達成状況を把握するためのものであるという認識や、指導と評価の一体化の視点でのパフォーマンステストの必要性に対する認識が十分でないことが考えられる。パフォーマンステストを実施しない理由として、授業の進度を意識するあまりパフォーマンステストに時間を割くことに不安を感じることで、評価に多大な時間と労力を要することが懸念されるということ、単元の指導過程と連動したパフォーマンステストの実施形態や評価手法についての知識が十分でないことが教員からあげられている。そうした不安を解消するためには、年に複数回のパフォーマンステストを実施している学校の実践例や評価方法等について、県全体で継続して情報共有を推し進める必要がある。令和4年度における目標値は、高等学校、中学校ともに、スピーキングテスト、ライティングテストとも令和3年度の目標値を据え置き、平

均で年間5回とする。

④英語担当教員の授業における英語使用状況

現状では、高等学校は30%、中学校は56%である。中学校においてはここ数年50%台～60%で推移しているのに対し、高等学校においては30%台で推移している。教員が生徒の理解の程度に合わせた英語を用いて授業を展開し、教員・生徒ともに授業の中で英語を使う環境を設定することや、教員自らが英語使用者として生徒にモデルを示し、授業が実際のコミュニケーションの場となるような授業づくりを実践することの重要性が十分認識されていないこと、生徒が学習事項を十分に理解できるよう、教科書の英文の内容や文法・語法等についての日本語での丁寧な説明及び問題演習に多くの時間を費やしている教員が依然として多いことが要因として考えられる。特に高等学校において、学習指導要領に記載されている「授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。」という概念が実行に移されておらず、「生徒が英語を英語のまま理解したり表現したりすることに慣れるような指導の充実を図る」という意識が希薄であると思われる。これらの考え方は新学習指導要領においても指導の場面において中核をなすものであるため、英語教員の抜本的な意識改革が必要である。高等学校、中学校ともに、目標値は令和3年度の目標値の100%を維持し、達成に向けて働きかけを行う。

⑤求められる英語力を有する英語担当教員の割合（英検準1級程度以上）

現状では、高等学校は91%、中学校は28%である。平成26年度から令和元年度まで実施してきた実用英語技能検定準1級以上の受験料補助とともに、平成28年度から実施してきた外部検定試験（平成28年度～令和元年度：TOEIC-IP、令和3年度：実用英語技能検定準1級以上）の受験を組み入れた研修を継続することで、外部検定試験の受験機会を増やし、担当教員の英語によるコミュニケーション能力の向上を目指してきた。高等学校においては割合が着実に上昇し、令和元年度以降は目標値を上回っている。一方、中学校においては年々上昇傾向にあるものの、ほぼ横ばいの状態である。中学校においては、日常的に指導に要する語彙・表現や取扱う教材で用いられる語彙・表現が一定の範囲であるということが要因の一つと考えられる。教員自身が生徒に対する英語使用のモデルを示すべき立場にあること、目的や場面設定を意識して生徒が授業の中で自然に英語を使用する環境を整え、「授業を実際のコミュニケーションの場面とする」よう実践する必要があることについての認識を高め、英語担当教員が自己の英語力を向上させる自発的な取組を促すことが必要である。令和4年度における目標値は、高等学校90%以上とし、中学校においては令和3年度までの目標値である50%以上を据え置き、達成値の更なる上昇を目指すこととする。

⑥求められる英語力を有する生徒の割合

（中学校3学年は英検3級程度、高等学校3学年は英検準2級～2級程度）

現状では、高等学校は47%、中学校は42%である。高等学校は前回調査比+5%であり、一方中学校は前回調査費+13%と、高等学校、中学校ともに大きく上昇したが、依然として高等学校・中学校ともに目標値に達していない。4技能5領域の総合的な育成を目標に、生徒の英語力向上に資する英語検定をはじめとした外部検定受験を一層奨励する。また、CAN-DOリスト形式による学習到達目標の到達度の把握が十分に行われていない現状を鑑み、設定、公表、到達度の把握が連動して適切に運用されることで、生徒が学習到達目標の到達度を把握する精度が向上し、指導と評価の一体化が実践され、求められる英語力を有すると思われる生徒の割合を適切に把握することにつながることを、延いてはPDCAサイクルが効果的に機能することに伴い指導の改善が促進されるということについて、認識を高める必要がある。また、各校における、目的、場面、状況を明確にした上で生徒自身の考えや気持ちを伝え合うような言語活動の充実と、生徒自らが英語力を高めようとする主体性の育成を実現できる授業づくりの実践が必要である。令和4年度の目標値は、高等学校・中学校ともに目標値に達していないことから、令和3年度までの目標値である50%以上を据え置き、達成を目指すこととする。

(2) (1)の目標を達成するための取組

【施策の全体像(各項目の課題の改善に向けた取組)】

①CAN-DOリスト形式による学習到達目標の設定、公表の状況、到達度の把握

学習到達目標の設定については概ね達成されているが、学習指導要領の趣旨に即した内容となっているかについては、内容を精査した上で適切に指導・助言する必要がある。公表については、指導と評価の一体化を一層推進する上での公表の重要性について周知し、生徒・保護者に対して説明責任を果たし、各校において負担が少なく実効性の高い方法で公表を行うことができるよう、学校ホームページやシラバスへの掲載等、具体的手法についての例示をより明確に行う。達成状況の把握については、到達目標の適切な設定と適正な評価規準に基づく授業改善及び生徒の英語力向上につなげるよう、研修会、協議会等の機会を活用して県内先進校や研修協力校の事例を共有し、協議の場を設けたり、関係校に個別に働きかけるなどする。

②生徒の授業における英語による言語活動時間の割合

「学んだことをいかに使うか」という授業づくりの視点から、各校における授業改善を促進し、更に生徒の言語活動の時間の割合が高まるような授業づくりについて、研修会や学校訪問指導等の機会を活用しながら啓発することが必要である。県総合学校教育センターでの講座等に加え、特に、高等学校においては、ディベート・ディスカッションや発信型の授業モデルについてワークショップ等を開催し、生徒の英語による言語活動の充実を図る。その際、言語材料の定着を促すには、学習した事項を用いてアウトプットを行う言語活動を行うこと及び既習事項が繰り返し活用される場面を提供することが不可欠であることを周知し、言語活動を中心とした授業が展開されるよう訴える。また、言語活動については「話すこと(やり取り)」のみが言語活動であると認識している教員がいることが考えられるので、学習指導要領解説外国語編英語編等を活用しながら具体例を提示するなどして、研修会及び学校訪問指導等の機会を活用して言語活動についての認識を高めた上で、授業において言語活動が適切に行われるよう促す。

③パフォーマンステストの実施状況

生徒の英語運用能力や意欲を向上させるパフォーマンステストの具体的事例を各学校に紹介することで、パフォーマンステストとは生徒が自己の英語運用能力の伸長を自覚でき、英語の学習に対する自発的な取組を促す機会の創出につながるという意識を英語担当教員に浸透させ、パフォーマンステストの実施状況の改善につなげるよう、以下の取組を実施する。

本プランにおける研修協力校のこれまでの研究成果(パフォーマンステストをはじめとする評価法に焦点を当てた授業モデルの開発)等を、研修協力校における研究協議会等を通して全県に波及させる。また、県教育委員会、県高等学校教育研究会外国語部会、各地区の中学校教育研究会外国語部会、英語教育推進リーダーとの間で緊密な連携を図り、研修会、県高等学校教育研究会外国語部会研究大会や中学校教育研究会外国語部会研修会等において、組織的な授業改善の体制構築及び働き方改革の視点での業務の効率化に向けて、教科書に基づいた指導過程、パフォーマンステストの実施から評価に至るまでの課程等、授業担当者間で共有するよう指導・助言を行う。パフォーマンステスト実践先進校による実践事例やパフォーマンステストにおける効果的なICT活用事例について取り扱ったり、ワークショップを行うなどして、パフォーマンステストについて具体的な事例を示すことにより継続的に研修機会を設け、実施形態や評価の手法等についてより理解が深まるよう県内英語教員間での十分な情報共有につなげ、パフォーマンステストの実施回数が着実に増加するように働きかける。

④英語担当教員の授業における英語使用状況

英語担当教員が、英語使用者及び英語学習のモデルであるという意識を高め、生徒の実態に応じた英語を多用し授業を行うことで、生徒が英語に触れる機会が増え、英語による言語活動が充実することから、学校訪問指導の際に、互見授業や英語力向上のための自己研鑽を奨励する。互見授業等をきっかけとした担当教員間の密な連携を目的として、外部講師を招いての指導力等向上研修を通して、英語による授業のノウハウの蓄積・共有と実践を図る。日本語による説明を介さずに英語を活用した授業進行によって学習事項の理解を促す指導技術の確立の重要性に対する認識を高め、説明や解説の対象とする指導事項を精選し、指導過程や発問の仕方等を教員が工夫

することを促し、教員の授業における英語使用状況の改善を図る。

⑤求められる英語力を有する英語担当教員の割合（英検準1級程度以上）

英語による指示や導入に留まらず、生徒とのやり取りや内容を重視したインタラクションの質的向上に向け、英語担当教員自身の英語力向上は必要不可欠である。中学校における割合を向上させるためには、中学校の教員においても、指導する言語について広範な知識を有していること、豊かな表現力を有していることが、生徒の英語コミュニケーション能力向上のための指導を行う上で重要な要素であるということを、英語担当教員に周知することが必要である。これまでの研修等の取組を継続しつつ、積極的な外部検定試験受験を促すと同時に、教員自ら自己研鑽に励み常に自己の英語力向上に向けた取組を継続するよう、各種研修会、協議会等の機会を活用して意識の向上を図る。高等学校においては今後100%に向けて目標値を段階的に引き上げることとしており、達成割合の更なる上昇が必要である。求められる英語力を有する英語担当教員の割合は着実に上昇しているものの、授業における教員の英語使用の割合は停滞しているため、文法の説明などこれまで日本語に頼っていた指導を、英語によるコミュニケーションの中で体験的に理解させる授業への改善を図り、生徒の実態に応じ、日本語を介さず、授業を英語で進める力を高めるために、今後も継続して教員の発進力を高めるよう働きかけることが必要である。学校訪問指導、各種研修会、協議会、県高等学校教育研究会外国語部会研究大会等の機会を活用し、教員の英語力向上が、生徒に対して英語使用のモデルを示す際や言語活動時の支援の際に有益であることを伝え、外部検定試験の積極的受験と意識啓発を促し、求められる英語力を有する教員の増加を目指す。

⑥求められる英語力を有する生徒の割合

生徒の4技能5領域の力を総合的にバランスよく育成することができるよう、指導と評価について改善を促す。生徒の能力を適切に把握するために、外部検定試験を積極的に活用するよう働きかけるとともに、英語担当教員が生徒の英語力を適切に見取る力を高めるよう、評価規準の適切な設定及び運用についての実践力を高める。教員が英語で授業を行うことを基本とし、言語活動の充実を図るなどの授業改善を継続的に行うことによって、生徒に実践的な英語力を身に付けさせるとともに、パフォーマンステストの実施方法や評価方法の工夫について、研修や学校訪問指導等の機会を通じて指導・助言を行う。教員が生徒の英語力を適切に把握する資質や自己の英語力についての生徒の自己判断力の向上を目指し、青森県版「CAN-DOリスト」の形式で技能別に設定した学習到達目標を用いた達成状況の把握の割合を向上させるよう働きかけを行う。生徒の英語力向上には教員の指導力及び英語力が充実していることが必須条件であるため、学校訪問指導、各種研修会、協議会等の機会を活用し、これらの力を育成するための自己研鑽や研修会等への積極的参加を求め、CAN-DOリストや年間学習計画に基づいた指導と評価の一体化を促進し、教員が生徒の英語力を適切に評価する力を養う。

【具体的な計画】

①小学校外国語・外国語活動研修講座

（6月、小学校教員対象 県総合学校教育センター）

東京学芸大学教授 粕谷恭子氏による講義を通して、子どもの学び方に合わせた外国語・外国語活動の指導の在り方について考える。また、演習により指導を進めていくうえで必要な、基礎的な知識や効果的な指導法について理解を深める。研修の評価については、アンケートを実施する。

②高等学校英語科言語活動実践講座

（6月、高等学校教員、特別支援学校高等部英語担当教員対象 県総合学校教育センター）

県教育庁学校教育課 伴一聡指導主事、県立青森高等学校教諭 當麻進仁氏（両名とも英語教育推進リーダー）を講師とし、講義や演習を通して、新学習指導要領の実施に伴う授業改善の視点から、「話すこと [やり取り]」に焦点を当てた言語活動の充実について協議し、現場で実践できる授業デザインの構築について演習する。具体的活動事例を用いながら、生徒にとって効果的な言語活動にするための働きかけについて理解を深める。アンケートにより研修の評価を行う。

③高等学校英語指導法改善講座

(8月、高等学校教員対象、県総合学校教育センター)

上智大学外国語学部教授 和泉伸一氏による講義や演習を通して、新学習指導要領の基本方針を理解し、これまでの英語指導を振り返る。生徒のコミュニケーションを図る資質・能力を育成する、統合的な言語活動を取り入れた指導法を学び、授業改善に向けた取組を実践する。また、アンケートにより研修の評価を行う。

④中学校英語指導法研修講座

(9月、中学校教員対象、県総合学校教育センター)

東京家政大学教授 太田洋氏による英語教育法と言語活動等の研修を通して、学習指導要領の趣旨に即した指導の改善について考える。また、学習状況調査や、高校入学者選抜学力検査等の結果についても分析的に考察し、指導の改善に役立てる。研修の評価については、アンケートを実施する。

⑤中学校英語授業づくり研修講座

(10月、中学校教員対象、県総合学校教育センター)

信州大学教授 酒井英樹氏による講義・演習を通して、英語科における、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業づくりについて考える。また、新学習指導要領に基づいた、子どもの資質・能力を高める授業づくりについて理解を深める。研修の評価については、アンケートを実施する。

⑥外国語指導助手指導力等向上研修

(12月、ALT及びALT担当教員等、県総合学校教育センター)

ブリティッシュカウンシル等の外部講師(予定)による講義・演習や外国語指導助手と小学校・中学校・高等学校の外国語(活動)担当教員合同のワークショップ、各教員による事例発表及び小中高の連携についての研究協議等を行う。また、アンケートにより研修の評価を行う。

⑦小・中学校外国語教育充実支援事業における下記ア～エによる取組

(ア) 小学校外国語活動・外国語科担当教員、英語専科指導教員研究協議会

(教育事務所ごとに年1～2回開催)

各小学校で外国語活動・外国語科の指導に当たる教員(英語教育推進リーダー含む)及び英語専科教員が、外国語活動・外国語科の指導等に係る現状と課題について協議する。市町村教育委員会と連携して、各地区内において市町村教育委員会と学校が情報を共有する体制を整えることを通して、各校における授業改善等に資する。

(イ) 小・中学校外国語教育充実支援訪問

(随時)

県内各校で新学習指導要領の内容に基づく授業づくりを推進するために、各教育事務所指導主事及び県教育庁学校教育課指導主事により、要請があった小・中学校に対して支援訪問を実施し、外国語活動・外国語科の指導等に係る現状と課題について指導・助言を行うことにより、各校における外国語教育の指導の充実を図る。事前に市町村教育委員会と情報交換を行い、各地区で共通の課題等を把握した上で指導・助言を行うことにより、効果的に支援を行う。

(ウ) 青森県中学校英語教育推進教師育成研修会

(計年4回)

県総合学校教育センターにおける集合開催(2回)とオンライン開催(2回)により、本県中学校において外国語教育を推進する上で、次世代の中核的な役割を担う若手教員を青森県英語教育推進教師として育成する。研修会に参加した教員が指導する生徒の英語力の推移を検証・把握することにより効果測定を行う。

(エ) 英検ESG・英検IBAの実施

小学校で英検ESG、中学校で英検IBAを実施し、小・中学校の授業改善に取り組み、県内小・中学生の英語力を総合的に育成することで、英語で発信する力を強化し、「世界へ打って出る」気概を持ち、新しい時代を主体的に切り拓く人材の育成に取り組む。本県小学校第6学年の及び全中学生の英語力を把握し、言語活動を通じた指導と評価の一体化の実現、児童生徒が主体

的に学習に取り組む態度の涵養、本県外国語教育における小・中連携の充実を図る。

⑧研修協力校における研究協議会

(6月・9月・1月(いずれも予定)、令和4年度研修協力校(高等学校予定))

授業公開や合評会、研究協議等を通して、スピーキング活動等のアウトプットを重視した授業モデルの県全体への普及を目指し、多様な活動事例及び指導のプロセスを共有する。運用レベルでの定着へ導くための多様なアウトプット活動の実践事例、主体的・協働的な学びを実現するためのペアワークやグループワークの事例、発信力強化の基盤となる中学英文法の定着や小中高接続を意識した指導の在り方、CAN-DOリストで設定した目標の達成状況を把握するためのパフォーマンステストの実施方法や評価手法等について協議する。大学教授等の有識者から指導・助言を受ける。各研修協力校において、各校の課題の中で本県の課題と関連性の強いものについて整理を行い、指導・助言いただく有識者とともに課題の改善に向けた方策を定め、その方策に基づき授業改善に取り組む。取組による成果を研究協議会で発表することで、県内広域からの参加者と授業改善につながる視点を共有し、県全体での指導力向上につなげる。また、取組の過程で新たに見出された課題を把握し、改善に向けた方策について有識者から指導・助言をいただき、PDCAサイクルにより継続した授業改善に取り組む。研究協議会には全県の中学校、高等学校に参加を募り、中学校、高等学校の教員が情報交換や意見交換を行うことによって、中高連携した指導の改善を図る。

⑨小学校教員新規採用者に占める一定の英語力を有する者の割合を向上させるための取組

教員採用試験において、小学校受験者で中学校又は高等学校教諭の「英語」の普通免許状を有する者を加点対象とする。県教育委員会が掲げる小学校教員新規採用者に占める一定の英語力を有する者の割合の各年次目標の達成に向けて、教員採用試験における加点制度について県教育委員会ホームページへの掲載により情報発信を行ったり、教員採用試験担当課による教員養成を行っている大学への訪問の際、本県の教員採用試験制度について大学生に直接説明を行い、加点制度の周知を図る。また、大学訪問の際には、小学校教員免許状取得を目指す学生に対する英語免許状取得の促進について働きかけていく。一定の英語力を有する者の割合を増やすために、他県の取組も参考にしながら、引き続き教員採用試験の実施方法等について検討していく。

【各種取組実施に係る留意事項】

①新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合開催の事業については以下の事項を徹底する。

- ・マスク着用での参加や体調不良者の参加見送りを求める事前連絡
- ・参加者及び運営者の健康状態の把握、受付時の検温
- ・手指消毒の徹底
- ・適切なソーシャルディスタンスを確保できる使用会場と参加人員の設定
- ・会場における継続的、もしくは定期的な換気

②オンライン開催が可能である取組については積極的に導入を検討し、新型コロナウイルス感染リスクの排除や、遠方への移動を伴わないことによる業務上の負担軽減を図る。

(3) (2) を実施する体制の概要



